

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	家畜伝染病予防法施行細則		法令番号	昭和31年 第44号		
手続名	移動等の制限		根拠条項	第11条		
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品の指定区域内での移動若しくは指定区域内への移入若しくは指定区域外への移出又は県内への移入若しくは県外への移出を禁止し、又は制限する。 ・家畜伝染病まん延防止を目的に、移動等の制限を知事が行うため、不服申し立てをすることができない。 					
	対応区分	1—聴聞の実施 2—弁明の機会の付与	処理機関 家畜保健衛生所	交付機関 畜産課	目次	